

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和2年2月13日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の体幹機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定とした部分について、4級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を4級に変更することを求めている。

医師から本件診断書をもらった時に、5分（200m）しか歩けないのに、1kmはおかしいと伝えたが、医師は100mと1kmしかないので1kmとして書くとのことだったので、診断書を提出した〇〇区の福祉でも、この内容で納得はしていないとの

付箋を添えて提出した。

請求人は、4級の障害者駐車許可証を必要としている。手足の動きが悪く、公共の交通手段よりマイカーでの移動が主なので、障害等級を4級に変更していただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年9月3日	諮問
令和2年10月21日	審議（第48回第4部会）
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、障害の級別は等級表に

より定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。等級表解説は、おおむね別紙2のとおり。）、手帳の交付申請を受けた処分庁は、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について検討する。

- (1) 本件診断書によれば、障害名は「体幹機能障害」（別紙1・I・①）とされ、「参考となる経過・現症」には「2014年から体幹失調が徐々に進行、右上下肢の筋力低下も出現し・・

・」と、「総合所見」（別紙1・I・⑤）には「体幹機能の著しい低下により1km以上の歩行が不能」とあり、「神経学的所見その他の機能障害の所見」（別紙1・II・一）としては「痙性麻痺」による運動障害とある。

そうすると、本件障害は、体幹機能障害として認定するのが相当である。

なお、参考図示（別紙1・II・一）では、右上肢に運動障害があるとされているが、筋力テスト（MMT）（別紙1・III）では、右上肢の全ての項目が○（筋力正常又はやや減）とあり、右の握力（別紙1・II・一）は22kgとされ、上肢に関する障害等級についての参考意見の欄（別紙1・IV）には等級が付されていないことから、請求人の上肢機能の障害の程度は、障害等級非該当と判断するのが相当である。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、体幹機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの
	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の体幹の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書の記載によると、「歩行能力（補装具なし）」は「1km以上歩行不能」及び「起立位保持（補装具なし）」は「30分以上困難」とされている（別紙1・II・三）。

そして、動作・活動の評価では、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされているものの、

「座る（足を投げ出して）」、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり）」、「家の中の移動」及び「二階まで階段を上って下りる（手すり）」はいずれも○（自立）とあることから、請求人の座位、起立位及び歩行能力は一定程度保たれていると評価すべきである（別紙1・Ⅱ・二）。

そうすると、請求人の体幹機能障害の程度については、認定基準及び等級表解説に照らすと、障害等級3級の「体幹の機能障害により歩行が困難なもの」に至っているとまではいえず、同5級の「体幹の機能の著しい障害」として、同5級と認定するのが相当である。

なお、本件障害に関する体幹機能障害には4級はなく、認定基準によれば、3級に相当する「歩行の困難なもの」とは、100m以上の歩行不能のもの又は片脚による起立位保持がまったく不可能なものをいうとされており、症状が3級と5級の中間と思われるものは5級とされている。

(4) そして、処分庁は、本件診断書の○○医師の意見を踏まえつつ、適正な審査を経た上で、本件処分を行っていることが認められる。

(5) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「体幹の機能の著しい障害（5級）」として、障害等級5級と認定するのが相当であり（上記(3)参照）、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、前述1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級5級と認定することが相

当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の変更理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)